

関税法基本通達

第4章 保稅地域

第4節 保 稅 工 場

(保稅工場の許可の方針)

56—1 保稅工場の許可は、次の方針に従って行うものとする。

- (1) 外国貨物である原料品を使用して、その製品を積み戻すことが確定しており又はその見込みがある工場については、工場側における外国貨物の蔵置及び加工製造の管理形態等からみて、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、その工場における加工製造の期間、積戻しされる製品の数量及び税関官署と工場所在地との距離的關係のいかんにかかわらず、原則として保稅工場の許可を行うものとする。
- (2) 製品の積戻しが行われない工場については、製品の用途、作業の性質等から判断して特に保稅工場とする必要があると認められ、かつ、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、保稅工場の許可を行うものとする。
- (3) 上記(1)又は(2)に該当する工場のうち、外国貨物についての加工又は製造をすべて法第61条《保稅工場外における保稅作業》に規定する保稅工場外における保稅作業により行うこととなるものについては、そのような作業形態になることにつき、やむを得ない事情があると認められる場合に限り保稅工場の許可を行って差し支えないものとする。

(保稅作業に使用できる外国貨物)

56—2 法第56条第1項《保稅工場の許可》に規定する保稅作業に使用することができる外国貨物は、次に掲げるものとする。

- (1) 直接原料（製品に化体される全ての貨物）
- (2) 作業工程中において主原料に直接混じ、又は添加して使用する消耗的補助原料（助剤、還元剤、溶剤等）で、その消費数量が確実に把握できるもの。したがって、これらの貨物以外の貨物（作業工程中において使用する補助原料でその使用数量の不明確なもの又は消費されないもの、作業工程中において使用する燃料、圧さくガス、潤滑油等の消耗品、保稅工場用の機械、工具、事務用品等の設備用品等）については、その使用前に輸入手続が必要とされるので、留意する。

(保稅作業に使用できる消耗的補助原料の品目)

56—3 前記56—2の(2)にいう消耗的補助原料の具体的品目は、次に掲げるものとする。

なお、これ以外に追加適用の必要があると認められる品目があるときは、

本省に照会のうえ処理することとする。

- (1) 船舶の建造等のため使用されるペイント溶剤用のシンナー
- (2) ビタミン A の製造に使用されるリチウムハイドライド及び金属カリ
- (3) 製鋼用銑鉄の製造の際に鉄鉱石の還元及び加炭のために使用されるコークス
- (4) 3、4—ジクロロプロピオンアニリド製造に使用される三塩化燐及びオキシリン塩化燐
- (5) 酒石酸—トランス—1—メチル—2 (2— (アルファアチエニル) ビニール)—1、4、5、6—テトラヒドロピリミジン (バンミンズ) の製造に使用されるギ酸メチル

(「混合」の意義)

56—4 法第 56 条第 1 項《保税工場の許可》に規定する「混合」とは、品質又は種類の異なる 2 以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。ただし、前記 42—3 (保税蔵置場における貨物の同時蔵置)、42—4 (保税蔵置場における同時蔵置の特例)、後記 56—6 又は後記 56—7 の規定 (後記 62 の 15—2 (その他の規定の準用) の規定により準用される前記 42—3 及び 42—4 を含む。) による同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱うことになるので、留意する。

(保税工場として許可する範囲)

56—5 保税工場の許可は、外国貨物である原料品及び製品の蔵置施設並びに加工製造等の施設について行うものとする。

なお、造船を行う保税作業で進水後艀装を行う場合における占用水域については、これを保税工場に含めるものとする。この場合、港湾区域内の水域の占有については、港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 37 条第 1 項《港湾区域内の工事等の許可》、河川の流水の占有については、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 23 条《流水の占有の許可》の規定によりそれぞれ許可を要するので留意する。

(保税工場における貨物の同時蔵置)

56—6 前記 56—5 により保税工場の許可の対象に含まれるタンク等における貨物の同時蔵置については、前記 42—3 (保税蔵置場における貨物の同時蔵置) に準ずる。

(保税工場における貨物の同時蔵置の特例)

56—7 前記 56—5 により保税工場の許可の対象に含まれるタンク等における貨物の同時蔵置の特例については、前記 42—4 (保税蔵置場における同時蔵置の特例) 及び 42—5 (同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出) に準ずる。

(保税工場の許可の申請手続)

56—8 法第 56 条第 1 項の規定に基づく保税工場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税工場許可申請書」(C—3200) 1 通(税関支署を経由する場合には、2 通)を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」(C—3210)を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税工場不許可通知書」(C—3215)により申請者に通知するものとする。

(許可申請書の添付書類)

56—9 保税工場の許可の申請に際し、令第 51 条《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する令第 35 条第 2 項《許可の申請の際の添付書類》の規定により許可申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記 42—8(許可申請書の添付書類の取扱い)の(2)、(3)及び(4)を準用するほか、次による。

- (1) 許可申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の信用状況を証するに足りる書類、許可を受けようとする工場の図面及び登記事項証明書で足りるものとする。ただし、申請に係る工場における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げない。
- (2) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- (3) 「許可を受けようとする工場の図面」としては、許可を受けようとする工場の配置図及び求積図を添付させる。
- (4) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。

(保税工場の一括許可)

56—10 保税工場の許可を受けようとする工場が、同一の企業体に属するものであつて、かつ、同一の税関管轄内にある 2 以上の工場である場合又は同一の工場若しくは近接する 2 以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるものである場合において、これらの工場が次の各条件に適合するものであるときは、これらの工場につき一括して保税工場の許可(1 許可)を行うこととして差し支えないものとする。この場合において、同一の工場又は近接する 2 以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがる場合は、関係税関の間で協議の上、いずれか 1 つの税関において許可を行うこととする。なお、法第 61 条の 5 の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。

- (1) 加工製造の工程上、各工場を通じての一貫した保税作業が必要であること。
- (2) 各保税作業についての数量的把握が製造歩留り等によつて明確に行えるものであること。

(作業の目的が異なる保税作業を同一の工場で行う場合の許可の取扱い)

56—11 保税工場の許可を受けようとする工場において、保税作業の目的を異にする作業を併せて行う場合で、これらの作業を行う場所が地域的に分離している場合には、別許可の保税工場として許可するものとする。

(組合に対する保税工場の許可)

56—12 保税工場の許可を受けようとする者が、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 3 編第 2 章第 12 節《組合》に規定する組合である場合においては、その許可に関する取扱いは、次によるものとする。

- (1) 保税作業が組合の共同の工場において行われる場合にあつては、その工場を保税工場として許可する。
- (2) 外国貨物である原料の購入を組合で一括して行い、これについての保税作業は各組合員の工場で行つた上、その製品を組合の製品置場（組合が製品の出荷を管理統制する場合にあつては、各組合員の工場に附属する製品置場を含む。）に集荷し、これを組合の名をもつて積戻しする場合にあつては、保税作業を行う各組合員の工場を一括して一つの保税工場として許可して差し支えないものとする。ただし、組合が外国貨物である原料の一括購入及び配分のみを行い、これについて保税作業及びその製品の積戻しを組合員各自が行う場合にあつては、その保税作業を行う工場ごとに保税工場の許可を受けさせるものとする。

(許可の際に付する条件)

56—14 保税工場の許可をするに際しては、令第 50 条の 2 において準用する令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の種類を変更する必要が生じた場合にはあらかじめ税関長に届け出る旨の条件
- (2) 保税工場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があつた場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件
- (3) 保税工場に出入れされる貨物及び保税作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (4) 法第 61 条の 4 において準用する法第 43 条第 3 号から第 7 号に該当する

こととなった場合には直ちに届け出る旨の条件

(5) 保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件

(6) 次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件（なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。）

イ 乳製品等で以下のもの

関税定率法別表第 04.02 項（第 0402.91 号又は第 0402.99 号の 1 の (1) に該当するものを除く。）、第 0403.90 号の 1（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）、第 0404.10 号の 1 及び第 04.05 項に該当するもの

ロ 砂糖等で以下のもの

関税定率法別表第 1701.14 号の 1 の (1) 及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の (1) 及び (2) の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1（分みつ糖に限る。）、2（分みつ糖のものに限る。）、5 の (2) の A 及び B の (c) 並びに第 2106.90 号の 2 の (2) の A（分みつ糖のものに限る。）に該当するもの

ハ 生糸で以下のもの

関税定率法別表第 5002.00 号の 2 に該当するもの

（許可の期間の更新手続等）

56-15 法第 61 条の 4 において準用する法第 42 条第 2 項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

(1) 許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書」（C-3140）1 通（税関支署を経由する場合には、2 通）をその工場の所在地を管轄する税関に提出することによつて行わせ、税関において更新を認めるときは、「保税蔵置場・工場許可期間の更新書」（C-3150）を交付する。

(2) 許可期間の更新申請書の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。

(3) 許可の期間の更新の申請に当たっては、許可期間の更新申請書の記載事項のうち、「申請の事由」を「利用の見込」に改め、その該当欄に更新後 1 年間における外国貨物の使用見込み（数量及び価格の概算）等を記載させるものとする。

(4) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、6 年を超えないものとする。

(保税蔵置場の許可を併せて受けているとみなされる場所を使用することができる輸入貨物)

56—16 法第 56 条第 2 項《保税蔵置場のみなし許可》に規定する「当該保税工場において使用する輸入貨物」には、当該保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原料品のほか、これらの輸入原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けてその保税工場における内貨作業に使用されることとなるものを含むものとする。

(保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続)

56—17 法第 56 条第 3 項の規定により、保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続は、それぞれ次による。

(1) 保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が既に保税工場の許可を受けている工場の一部の場所である場合においては、その場所につき前記 42—7 により手続を行わせるものとする。

なお、この場合においては、保税蔵置場許可申請書の様式中「営業用、自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を注記させるとともに、その申請に係る保税蔵置場の部分を明らかにした図面（区画を明らかにした平面図で足りる。）を添付させるものとし、税関においてこれを許可したときは、保税蔵置場許可書の様式中「営業用、自家用の別」の欄に「関税法第 56 条第 3 項扱い」の旨を記載して申請者に交付するものとする。

(2) 保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が、保税工場の許可を受けている工場と同一の構内にある保税工場以外の場所である場合において、その場所がいまだ保税蔵置場の許可を受けていない場所であるときは、上記 (1) の手続と同時にその場所についての保税工場の収容能力の増加の手続を行わせるものとする。

(3) 保税工場と同一の構内にある別個の保税蔵置場の全部又は一部について法第 56 条第 3 項の規定の適用を受けようとする場合においては、便宜、その適用を受けようとする保税蔵置場の全部又は一部について保税工場の収容能力の増加及び保税蔵置場の収容能力の減少の手続を行わせることにより、同項の規定を適用することとするものとする。この場合においては、保税工場の収容能力の増加及び保税蔵置場の収容能力の減少についての届出書の様式中「変更後の延べ面積」の欄の次に「重複許可に係る保税蔵置場の面積」の欄を追加し、同欄に重複許可に係る保税蔵置場の面積を朱記させるとともに同様式中の「届出の事由」欄には、関税法第 56 条第 3 項の規定の適用を受けたい旨の記載をさせるものとする。

(4) 製造工場が 2 カ所に分散した工場について、一許可扱いの保税工場としている場合において、それぞれの製造場所に設置するそれぞれの併設蔵置場の順路による距離がおおむね 1.5 キロメートル以上であるときは、当該蔵置場は別許可とする。

(農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い)

56—18 定率法の別表第 2710.19 号の 1 の (3) の A の (b) に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の (3)、第 2710.19 号の 1 の (2) 及び第 2710.20 号の 1 の (3) に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税定率法基本通達 20 の 2—2 に規定するところによるほか、次による。

(1) 保税工場の許可

イ 定率法の別表第 2710.19 号の 1 の (3) の A の (b) に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第 2710.12 号の 1 の (3)、第 2710.19 号の 1 の (2) 及び第 2710.20 号の 1 の (3) に掲げる軽油（以下この項において「外貨軽油」という。）に関税納付済の石油製品（以下この項において「ブレンド材」という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において「農林漁業用重油」という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。

なお、保税工場の許可に際しては、「外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと」を条件として付するものとする。

ロ 上記イの保税工場については、法第 61 条の 2 第 1 項に規定する税関長の指定を行わないものとする。

(2) 保税タンクにおける同時蔵置

イ 上記(1)のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において「保税タンク」という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記 56—6 の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。

ロ 上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が蔵置されることとなる場合には、法第 56 条第 3 項の規定により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。

(3) 保税タンクにおけるブレンド材の取扱い

ブレンド材は、原則として、保税作業の都度、当該作業に必要とする数量のものを保税タンクに搬入させるものとする。ただし、上記(2)のイにより同時蔵置が認められる農林漁業用重油と同種の重油をブレンド材として使用する場合は、この限りでない。

(4) 外貨軽油等の数量及び性状の把握

外貨軽油、ブレンド材及び農林漁業用重油の数量及び性状の把握については、「石油の数量査定及び価格鑑定について」（昭和 34 年 2 月 12 日付蔵税第 199 号）及び後記 67—3—19（当事者分析）によるものとする。

(5) 保税作業終了届の取扱い

法第 58 条の規定により提出する「保税作業終了届」（C—3260）には、令第 45 条第 2 項に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。

イ 定率令第 72 条に定める分留性状の試験方法による 90%留出温度

ロ 温度 15 度における密度

ハ 定率令第 72 条に定める試験方法による 10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合

ニ 引火点

(外国貨物の蔵置期間の取扱い)

57—1 法第 57 条第 1 項の規定による外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。

(1) 保税工場に置くことの承認を受けた日が異なる原料品を同時に使用して保税作業を行った場合における外国貨物の蔵置期間は、それらの原料品のうち最後に置くことの承認を受けたものについてのその承認の日から計算する。

(2) 後記 61 の 4—6 に規定する 2 以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第 1 次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする。

(保税作業開始の際の届出)

58—1 法第 58 条《保税作業の届出》の規定による保税作業の開始の際の届出については、次による。

(1) 同条本文の規定による保税作業の開始の届出は、保税作業の種類又はこれに使用される原料品の性質が特殊なものであるため、税関における取締りの見地からその原料品の使用状況を常に把握しておくことが必要である等特別の必要がある場合を除き、同条ただし書の規定により、その届出を要しないものとして運用するものとする。

(2) 上記(1)の場合に該当せず、保税作業の開始の際の届出を要することとする場合においても、その届出については「保税作業開始届」（C—3250）によることなく、令第 45 条第 1 項ただし書《口頭による作業開始の届出》の規定をできるだけ広く適用して、口頭（電話による場合を含む。）によら

せるものとして差し支えない。

- (3) 上記(1)により保税作業の開始の際の届出を要しないものとする場合には、その取扱いを認める保税工場の許可又はその許可の更新の際に、「作業開始の際の届出は、法第 58 条ただし書の規定により要しないものとする。」旨を許可書又は更新書に記載して交付することにより法第 58 条ただし書に規定する通知に代えることができるものとする。
- (4) 上記(1)の場合に該当せず、保税作業の開始の際の届出を要することとなっていた保税工場について新たにその届出を要しないこととする場合には、適宜の様式による文書をもってその旨を通知するものとする。

(保税作業終了の際の届出等)

58—2 法第 58 条《保税作業の届出》の規定による保税作業の終了の際の届出については、次により「保税作業終了届」(C—3260)を提出することにより行わせる。

なお、保税作業終了届の様式については、保税作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせるものとして差し支えない。

- (1) 保税作業の終了の際の届出は、保税作業の単位ごとに行わせるものとし、保税作業が終了した場合には、その保税工場が法第 61 条の 2 第 1 項《指定保税工場の簡易手続》に規定する指定保税工場である場合を除き、必要に応じて現物確認を行うものとする。
- (2) 保税作業の終了の際の届出をする保税工場が、前記 56—10 (保税工場の一括許可) の規定により 2 以上の工場について一括許可を受けたものである場合において、それらの工場における保税作業の取締上必要があると認められるときは、その保税工場における保税作業の終了の際の届出は、それぞれの工場ごとに行わせるものとする。この場合においては、一括許可に係る 2 以上の工場のうち一貫保税作業における中間製品の保税作業を終わった工場の保税作業終了届には、その届出に係る製品が一括許可に係る他の工場に移送されるものである旨を記載して整理するものとする。

(内外貨混合使用の場合の作業終了届)

58—3 法第 59 条第 2 項《内外貨の混合使用》に規定する税関長の承認を受けたところから従って行つた保税作業が終了した場合の保税作業終了届には、外国貨物と内国貨物との混合使用によりできた製品のうち外国貨物とみなされる貨物についてのみ所要の事項を記載すれば足り、その他の貨物についてはその記載を必要としない。

(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)

58 の 2—1 法第 58 条の 2 の規定は、石油精製の保税作業を行う保税工場について適用があるものとし、その適用については、次による。

(1) 石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、外国に向けて積み戻されるものその他令第46条各号《保税作業により製造されるべき外国貨物の指定》に掲げるもの以外のものについては、常圧蒸留装置による留出分の数量確定後遅滞なく輸入申告を行わせるものとする。

なお、保税作業の終了前に製造設備の理由から、製品を内貨工程に連続して引き取られることが真にやむを得ないと認められる場合には、製品の製造予定数量で輸入申告させて許可前引取りを認め、製造数量確定後輸入を許可する取扱いとする。

(2) 石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、その外国貨物を使用して引き続き令第46条各号に掲げる貨物を製造するものについては、常圧蒸留装置による留出が終わった段階では輸入申告をさせるには及ばないが、それらの外国貨物を使用するその後の作業工程で、副次的に製造された内需用の製品については、その製造が終わった段階で遅滞なく輸入（納税）申告（特例申告貨物にあっては、輸入申告）を行わせる。

(3) 法第58条の2の規定の適用を受けて輸入の許可を受けた貨物が、揮発油税法（昭和32年法律第55号）上の揮発油に該当する貨物である場合においては、その貨物が揮発油税法上の製造場から引き取られない限り、揮発油税法上の未納税引取りの手続を行わせるには及ばない。

（内外貨の混合使用の承認の取扱い）

59—1 法第59条第2項《外国貨物と内国貨物との混用》の規定に基づく外国貨物と内国貨物との混合使用の承認については、次による。

(1) 外国貨物と内国貨物との混合使用の承認は、原則として申請に係る保税工場の許可又は更新の期間を超えない範囲内において包括して行うものとする。

(2) 令第47条第1項《内外貨の混合使用を承認できる場合》に規定する「これと同種の内国貨物」には、原料として使用される外国貨物と全く同種の内国貨物のほか、次のようなものを含むものとする。

イ 原料として使用される外国貨物とは、税番、税率又は統計番号が異なるが、商慣習上は同種の原料と認められる内国貨物

ロ 原料として使用される外国貨物とは、税番、税率又は統計番号が異なり、商慣習上も必ずしも同種の原料とはいえないが、それらの原料が同時に使用され、かつ、それにより製造される製品が外国貨物である原料のみから製造されるものと等質である内国貨物（ただし、かす等の低価値の部分については、あえて等質であるに及ばない。）

(3) 令第47条第1項に規定する「混じて使用」には、物理的な混合のほか、接合をも含み、同項に規定する「等質の製品」には、商品としての等級別（1級品、2級品、格落品、不良品等）が異なる程度のもを含むものとして取り扱うものとする。

(4) 外国貨物による作業と内国貨物による作業とを区分することなく、同時

に行うことが作業の工程上やむを得ない場合において、その同時に行われる内国貨物による作業に使用される内国貨物が外国貨物による作業による外国貨物と同種のものであり、かつ、その内国貨物が前段階の保税工場において内外貨の混合使用の承認を受けて製造されたものであるときは、それらの外国貨物と内国貨物とが現実には混合しない場合においても、法第 59 条第 2 項の規定の適用があるものとして取り扱うものとする。

なお、この場合においては、その内国貨物に係る前段階の保税工場における内外貨の混合使用の承認書の写しを添付して、新しい保税作業についての内国貨物の混合使用の承認を受けさせるものとする。

- (5) 電線製造における第 2 次作業の際に発生するくず又は亜鉛を使用して鉄板に亜鉛メッキをする際に生ずるドロス等については、便宜、そのすべてが内国貨物である原料から生じたものとして取り扱って差し支えない。

(内外貨混合使用の承認の申請)

- 59—2 内外貨の混合使用の承認の申請は、「内外貨混合使用承認申請書」(C—3270) 2 通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付するものとする。

(内外貨混合使用の際における製造歩留り)

- 59—3 内外貨の混合使用の際において、外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量は、原則として保税工場において外国貨物である原料のみを使用した場合における歩留りによつて算出するものとするが、次に掲げる場合においては、それぞれ次によりその数量を算出するものとして差し支えないものとする。

- (1) 原料糖を使用して精製糖、氷砂糖又は角砂糖を製造する場合

外国貨物である原料糖に含まれるしよ糖の量に 0.995 を乗じた量のしよ糖を含む精製糖、氷砂糖又は角砂糖の数量をもつて、外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量とする。この場合において、精製糖、氷砂糖又は角砂糖に含まれるしよ糖の量（糖度の数値の 100 に対する割合をしよ糖の割合とみなして算出した数量をいう。）の計算については、これらの製品の糖度が 99.5 度以上であるときは、その全量をしよ糖の量とみなし、その糖度が 99.5 度未満であるときは、その含まれるしよ糖の量に還元糖の 95.0/100 に相当する量を加えた量をしよ糖の量とみなすものとする。

- (2) アイアンスカール又は銑鉄を使用して鋼材を製造する場合

次の歩留りを適用して外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量を算出する。

$$\text{歩留り} = \frac{\text{外貨原料の純鉄分 (A)}}{\quad}$$

鋼材の純鉄分（B）

なお、便宜 $A=0.935$ として差し支えない。また、普通鉄鋼材については $B=1$ とする。

（内外貨混合使用による製品の特定）

59—4 内外貨混合使用による製品のうち、外国から本邦に到着した外国貨物とみなすものの特定の方法は、次によるものとする。

- (1) 製品の特定は、保税工場が次に掲げる製造計画ごとにその製造に要する外国貨物である原料品（以下「保税原料品」という。）の使用開始後その製造が終了するまでの期間（以下「製造期間」という。）を定め、当該製造期間経過後（当該製造期間内に製造が終了したときは、その後）遅滞なく行わせるものとする。
 - イ 製品の船積み又は出荷の計画ごとに、製造計画数量を定めて製造を行う場合（下記ハに掲げる場合を除く。）は、これに基づく船積み又は出荷計画ごとの製造計画
 - ロ 旬、週等特定の期間ごとに製造計画数量を定めて製造を行う場合は、これに基づく製造計画
 - ハ 製造の計画が長期にわたる場合は、月間又は 1 月以内の期間で定める期間ごとに区切った製造計画数量を定め、これに基づく製造計画
- (2) 上記(1)の製造期間は、当該保税工場における通常工程管理上合理的と認められる製造所要日数に基づき定めるものとする。
- (3) 製造期間を定めた場合は、特にその届出は要しないものとし、製造計画ごとに作成する製造指図書又は製造計画表（下記(5)により製造計画決定前に保税原料品を使用する場合には、製造計画見込表）等の書類に製造期間の始期及び終期を記入させた上、当該工場に保存させる。
- (4) 上記(1)により製品の特定を行わない場合は、当該製造計画に基づく製造期間の終期又は保税原料品の使用開始後合理的と認められる製造所要日数の経過後において、当該保税原料品の使用数量に対応する数量の製品を外国貨物とみなして処理するものとする。したがって、輸入の許可を受けないで当該製品を保税工場から引き取った場合は、無許可輸入の行為に該当することになるので、上記(1)による適正な処理を行うよう指導する。
- (5) 保税原料品の使用は、原則として、製造計画決定後に行うものとするが、船腹の手配又は受注の時期等の関係から、保税原料品の使用に先立って製造計画を決定することが困難な事情にあると認められる場合には、あらかじめ製造計画数量を見込んでこれに要する保税原料品の使用を認めて差し支えない。

なお、製造計画決定前に保税原料品の使用を認める場合には、その使用の時期が製造の終了を予定する時期からみて合理的な製造所要日数

に基づくものであり、かつ、その使用数量が製造計画見込数量を上まわらないよう指導する。この場合においては、事後、製造計画が決定した段階において既に使用された保税原料品につき製造計画上の製造期間との関係を明らかにさせる。

(指定保税工場における内外貨混合使用の特例)

59—5 指定保税工場において内外貨の混合使用によりできた製品を月の中途に積戻しする場合においては、その製品に見合う外国貨物である原料品が現実とその作業に投入されていないときにおいても、その製品に見合う外国貨物である原料品が、製造の時点において現実保税工場に入れられていれば、その製造に外国貨物である原料品の使用があつたものとみなすこととして差し支えない。

(映画フィルム等の保税作業の取扱い)

59—6 保税工場において外国貨物である映画フィルムと内国貨物であるフィルムを使用して行う現像及び焼付作業並びに編集作業については、次によるものとする。

- (1) 外国貨物であるフィルムと内国貨物であるフィルムを使用し、これらの貨物に物理的若しくは化学的变化を生ぜしめる作業は、「保税作業」とし、当該作業によって変化を受けた貨物をもって法第 59 条第 1 項《内国貨物の使用等》の適用上「保税作業によってできた製品」とする。したがって、イ 内貨フィルムを使用して外貨生フィルムに現像・焼付けをした場合の内貨フィルムは、この作業によって特に変化を受けないものと認められるので、作業終了後も内貨として取り扱うものとする。
ロ 業務試写又は税関検査のため外貨フィルムを用いて内貨フィルムにプリントする作業は、保税作業とする。
- (2) 外国映画の割当てがないことその他の理由により保税作業によってできたフィルムを輸入しないときは、申請により滅却を承認するものとする。
- (3) フィルムの編集作業特に長編ものを短編に編集する作業は、これを保税作業として認めるものとする。
- (4) 録音テープの保税作業については、上記(1)から(3)までに準じて処理するものとする。

(保税工場外における保税作業の許可)

61—1 法第 61 条第 1 項《保税工場外における保税作業》の規定による保税工場外における保税作業の許可は、次の各条件を充足する場合に限り、行うものとする。ただし、外国貨物である映画フィルムを使用して撮影を行つたうえ積戻しを行う保税工場において、保税工場外における撮影を行う場合については、この限りでない。

なお、保税工場外における作業の許可に当たっては、その作業場についての調査等は、原則として必要としないものとする。

- (1) 保税工場外の保税作業が、次に掲げるいずれかの条件に該当するものであること。
- イ 保税工場内において外国貨物である原料品を使用して製造又は加工を行い、それによつてできた製品を使用して更に加工又は製造（梱包作業を含む。）を行う必要がある場合において、その保税工場に一貫作業を行う施設がなく又はその施設の能力が十分でないため、行うものであること。
 - ロ 保税工場においては、第1次の保税作業を行わず、第2次以降の保税作業を行う場合において、その第1次保税作業として行われるものであること。
 - ハ 保税工場に入れられた外国貨物である原料品のうち当該保税工場の製造能力の30%以下の数量のものにつき保税工場における作業と一貫して行われるものであり、その作業を保税工場以外の場所において行うことにつきやむを得ない理由があること。
 - ニ 保税工場に入れられた外国貨物である原料品の全量について、その保税作業を保税工場以外の場所において行うことにつき真にやむを得ない事情があること（この保税工場の許可については、前記56—1（保税工場の許可の方針）の(3)参照）。
- (2) 保税工場外における保税作業を行う工場が、原則として保税工場と同一の企業体に属するものでなく、かつ、小企業等でその場所を保税工場とすることが困難若しくは不相当と認められ、又はその場所において保税作業を行うことが経済上その他の理由によりやむを得ないと認められること、又は保税工場外における保税作業を行う工場と保税工場とが同一の企業体に属する場合であつて、その場所において行う保税作業の量が少なく（その工場の生産高の30%以内）、その場所を保税工場とすることが必ずしも相当と認められないこと。
- (3) 保税工場外における保税作業の製造歩留りが明らかであつて、これによりその製品の数量等を確実に把握することが可能であること。
- (4) 保税工場と保税工場外における保税作業を行う工場との間にその保税作業に係る貨物について、次に掲げるいずれかに該当する関係があること。
- イ 保税工場外における保税作業によりできた貨物が再びもとの保税工場（後記63—27（保税工場外作業の許可を受けた場所からの保税地域への運送）に規定する保税運送が認められる場合にあつては、その運送先の保税地域）に搬入され、それがもとの保税工場から出された貨物の製品であることが確認できること。
 - ロ 保税工場外における保税作業を行う工場が保税工場の下請工場である場合のように、貨物の所有権が保税工場の許可を受けた者にあり、又は所有権がその間に移転する場合においても、以後の加工、製造、販売等がすべて保税工場の許可を受けた者の指揮、監督のもとに行われ、実質的な貨物の管理が保税工場の許可を受けた者によつて行われること。

(保税工場外における保税作業の一括許可)

61—2 保税工場外における保税作業を許可する場合において、月間の搬出数量が契約の内容によつてあらかじめ判明しているときは、その許可は、原則として申請に係る保税工場の許可の期間を超えない範囲内の搬出数量について一括して行うものとする。ただし、保税作業の性質上、貨物の記号、番号等の事項を個別に確認する必要がある場合（例えば、機械類の組立て等の作業において、その取付部分を個別に確認する必要がある場合）においては、その許可は個別に行うものとする。

なお、同一の貨物に係る加工又は製造が二次以上の工程にわたつて行われる場合において、各段階の作業の種類、期間、場所等があらかじめ明らかで、取締上支障がないと認められるときは、それらの各段階における場外作業を一括して場外作業の許可を行つて差し支えないものとする。

(保税工場外における保税作業の許可の申請手続)

61—3 保税工場外における保税作業の許可の申請は、「保税工場・総合保税地域外保税作業（一括・個別）許可申請書」(C—3290) 2 通を税関に提出することによつて行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通に許可印を押なつし、許可書として申請者に交付する。この場合において、保税工場外における保税作業を許可する税関とその保税作業を行う場所を所轄する税関とが異なることとなり、許可税関において保税検査又は貨物の確認上必要があると認めるときは、申請書の写しを場外作業場を所轄する税関に送付することによりその依頼を行うものとする。

(保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続)

61—4 法第 61 条第 1 項《保税工場外における保税作業の許可》の規定により指定した期間又は場所の変更の申請は、「保税工場・総合保税地域外における保税作業期間（場所）変更申請書」(C—3220) 2 通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを認めたときは、うち 1 通を申請者に交付する。指定した場所の追加の申請についても、また同様とする。

なお、指定した期間又は場所の変更又は追加の申請があつた場合における税関の事務処理は、即決的に行うよう留意するものとする。また、保税工場外における保税作業を行う場所の変更又は追加により、その変更又は追加を認める税関の管轄区域外において場外作業が行われることとなる場合における他税関への依頼については、前記 61—3 の場合に準ずる。

(2 箇所保税工場から出た貨物を混用して場外作業を行う場合の取扱い)

61—5 異種の貨物を 2 箇所の保税工場から同一の場外作業場に出し、その作業場においてそれらの貨物を混用して保税作業を行う必要があると認める場合は、いずれか一方の保税工場に貨物を運送及び移入れした後、その保税工場

の責任において保税工場外における保税作業の許可を受けさせるものとするが、取締上支障がないと認める場合は、便宜、一方の保税工場への運送は、書類面の手続にとどめ、貨物の場外作業場への直送を認めることとして差し支えない。

なお、書類面の手続のみによる取扱いを認めるに当たっては、貨物の発送を認めることとなる税関は、その書類面での運送先である保税工場を管轄する税関と十分に協議を行い、貨物の取扱いに関する責任体制について遺憾のないよう留意するものとする。

(場外作業に係る貨物の検査及び確認)

61—6 保税工場外における保税作業に係る貨物の検査及び確認については、次による。

- (1) 保税工場外における保税作業場に置かれている貨物については、その製品の数量等を審査するため特に必要があると認められる場合に限り、随時その検査又は確認を行うものとする。
- (2) 保税工場外における保税作業の許可をした税関以外の税関が、前記 61—3（前記 61—4 において準ずる場合を含む。）の規定による許可税関からの依頼に基づき場外作業場について検査又は確認を行つた場合において、指定期間の経過その他の事故を発見したときは、その旨を直ちに許可税関に通報するものとする。

(保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例)

61—7 保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。

(1) 税関への申出書の提出

イ 直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した申出書 2 通を提出するものとする。

税関においてこれを容認したときは、うち 1 通にその旨を記載して申出者に交付する。

ロ 移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの申出書を併せて提示するものとする。

(2) その他の手続

イ 保税運送の運送先は、法第 61 条第 4 項の規定により蔵置されているとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所を

かつこ書させるものとする。

ロ 運送の到着確認は、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に到着した時に、当該保税工場の責任において、運送承認書等と貨物を対査確認するものとする。

ハ 当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日をもって当該保税工場への搬入として記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。

(保税工場外作業場における積戻し申告の特例)

61—8 保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち 1 通にその旨を記載して申出者に交付し、積戻し申告に当たっては、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。

(保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り)

61—9 保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書 2 通を提出させ、税関においてこれを認容したときは 1 通を申出者に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認を必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。

(「指定された場所に出されている外国貨物」の意義)

61—10 法第 61 条第 4 項《保税工場にあるとみなされる外国貨物》にいう「指定された場所に出されている外国貨物」とは、指定された場所にある貨物のほか、もとの保税工場からその場所へ又はその場所からもとの保税工場へ運送中の貨物を含むものとする。

(指定保税工場の指定の方針)

61 の 2—1 法第 61 条の 2《指定保税工場の簡易手続》に規定する指定保税工場の指定の方針は、次による。

(1) 保税工場は、次に掲げるものを除き、原則として指定保税工場として指

定する。

なお、次に掲げるものについても取締上支障がないと認められる場合においては、これを指定保税工場として指定して差し支えない。

イ 保税作業によつてできる製品の数量が、製造歩留りにより数値的に把握することが困難であり、かつ、原則として保税作業の過程において又は保税作業終了の都度、製品の数量について確認する必要がある場合

ロ 保税原料品を組み立て、又は取り付ける保税作業で、製品完成後においてはその取付けの事実を確認することが困難な場合で、かつ、保税作業の過程又は保税作業終了の段階において確認する必要がある場合

ハ 保税作業の届出の件数が2月を通じて1回程度であるため、その都度の届出とした方が手続上の負担も少ないと認められる場合

ニ 石油の精製を行う保税工場である場合

(2) 新たに種類追加した保税作業が指定とならないため、税関に対する届出が保税作業終了届と加工製造等報告書の2本立になるような保税工場で、新たに種類追加した保税作業の実績値が平均化しており、かつ、信用度の高いものについては、指定の方向で処理する。

(3) 組合に対して一括して保税工場の許可をしている場合においては、その組合のさん下の一部の工場についてのみの指定保税工場の指定は行わない。

(指定保税工場の指定の手続)

61の2-2 法第61条の2《指定保税工場の簡易手続》の規定による指定保税工場を指定した場合においては、「指定書」(C-3300)をその保税工場の許可を受けた者に交付するものとする。

(指定保税工場の指定の一時停止又は取消し)

61の2-3 税関における保税工場検査の結果、関税法規の遵守状況等が不良と評定された指定保税工場で、税関において指導を行つても、なお改善のあとが見受けられないものについては、その指定の一時停止又は取消しを行う等の措置により指定の実効を確保するものとする。

(加工、製造等に関する報告書の提出)

61の2-4 法第61条の2第2項《加工、製造等に関する報告書の提出》に規定する報告は、原則として「外国貨物加工製造等報告書」(C-3310)を提出して行わせるものとするが、保税作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせるものとして差し支えない。

なお、指定保税工場において場外作業に出された貨物に関する報告については、次による。

(1) 保税工場外作業のため保税工場から出された貨物については、製造工程中にある貨物として処理させる。したがつて、未加工のまま出される場合

は、その時点で使用原料品として計上させる。

- (2) 保税工場外作業によりできた製品のうち、場外作業場から直接他の保税地域に保税運送されることが予定されている貨物については、場外作業場において製品化された時点で製品として計上させる。
- (3) 保税工場外作業によりできた製品のうち、保税工場における製造工程の最終段階の製品であるものについては、製品として計上し、それ以外のものについては、製造工程中にある貨物として処理させる。

(加工、製造等に関する報告の対象期間)

61 の 2—5 法第 61 条の 2 第 2 項《加工、製造等に関する報告書の提出》に規定する報告の対象期間の取扱いについては、次による。

- (1) 同項に規定する「毎月」とは、原則として暦月による各月をいうものとするが、棚卸しとの関係等から事情やむを得ないと認められる保税工場については、申出により暦月によらない 1 月の期間によることとして差し支えない。

なお、この取扱いを認めた場合においては、加工製造等報告書に報告の対象期間（例えば、「6 月 26 日～7 月 25 日」とする。）を注記させるものとする。

- (2) 同項に規定する「1 月を超える期間」の指定は、次に掲げる保税作業の場合に行うものとする。

なお、この指定を行う場合においては、「指定書」の様式中「保税作業により製造される外国貨物である製品」の欄の次に「関税法第 61 条の 2 第 2 項の規定による特別の指定期間」の欄を設け、この欄に特別の指定期間を併記して交付するものとする。

イ みかん缶詰の製造その他季節的に一定の期間に集中して行われることが明らかなもの

ロ 契約その他の関係から一定の期間内に集中して行われることが明らかなもの

(指定保税工場における貨物管理の特例)

61 の 2—6 指定保税工場のうち、税関長が関税徴収の確保上問題がないと認めた工場における保税作業に係る貨物管理については、次の(1)及び(2)の要件を充足する保税作業に限り、当該作業に使用する移入承認済の貨物とそれ以外の貨物（ただし、外国貨物であって移入承認手続等未済貨物を除く。）との区分蔵置を不要とし、搬入の時期を異にする外国貨物とその搬入の順序に従って蔵置され、加工・製造・搬出されるものとして取り扱うこととして差し支えない。この場合における貨物管理は、当該保税作業に係る原料品及び製品の数量を総合的に管理すること（以下「貨物の総量管理」という。）により行うものとし、保税台帳への記帳は当該数量により行うものとする。

- (1) 確定歩留りが設定されている作業又は原料として使用される外国貨物

の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業であること

- (2) 貨物の総量管理の適用を受けようとする保税作業が、法第 59 条第 2 項《外国貨物と内国貨物との混用》に規定する外国貨物と内国貨物とを混じて使用する承認を受けているものである場合については、当該作業に使用する内国貨物は、原料として使用される外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる貨物であること。

(貨物の総量管理を適用するための手続き等)

61 の 2—7 貨物の総量管理の適用を受けるための手続等については、次による。

- (1) 貨物の総量管理の適用を受けるための手続き

貨物の総量管理の適用を希望する者については、「貨物の総量管理適用（更新）申出書」（C-3305）2 通（支署を経由する場合には、3 通）をその工場の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出することを求めるものとする。税関においてこれを認めたときは、うち 1 通（交付用）にその旨を記載し、受理印を押なつて申出人に交付するものとする。

- (2) 適用申出書の添付書類の取扱い

上記(1)に規定する申出書には、適用を受けようとする保税作業に係る原料品、製品及び仕掛品の数量を確認できる社内帳票名を付記した作業工程図（製造工程図）を添付させるものとする。

- (3) 貨物の総量管理の適用期間の指定

貨物の総量管理の適用を認める場合には、保税工場の許可期間を超えない期間で、かつ、3 年を超えない期間を指定するものとする。

- (4) 貨物の総量管理の適用期間の更新手続等

貨物の総量管理の適用期間の更新手続等については、次による。

イ 貨物の総量管理の適用を受けている場合において、その適用期間の更新を申し出る者があるときは、当該期間の満了前に、あらかじめ、「貨物の総量管理適用（更新）申出書」（C-3305）2 通（支署を経由する場合には、3 通）をその工場の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出することを求めるものとする。税関においてこれを認めたときは、うち 1 通（交付用）に受理印を押なつて申出人に交付するものとする。

ロ 税関長が必要と認めた場合には、適用（更新）申出書に、上記(2)に準じて所要の書類を添付させるものとする。

なお、貨物の総量管理の適用申し出時に提出されている添付書類に記載された内容について変更がないときは、その添付を省略させることとする。

ハ 適用期間の更新に際しての期間の指定は、上記(3)に準じて行うものとする。

- (5) 保税工場に対する取消し等

貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその状況について是正を求め、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。

イ 前記 61 の 2—6 に規定する要件を満たさないこととなったと認められる場合

ロ 法第 61 条の 4 において準用する法第 48 条第 1 項の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合

ハ 指定保税工場の指定が一時停止又は取消しされた場合

ニ 関税法等の遵守状況又は貨物の管理の状況等が不十分と認められるに至った場合

(6) 事務処理手続

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。

イ 法第 61 条の 3 の規定により指定保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票の保管を求めるものとし、令第 50 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に基づく記帳は省略して差し支えないものとする。

なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原料品の数量については、「使用内訳表」(C-3307) に記入し、これを移入承認書に添付し、処理することを求めるものとする。

ロ 貨物の総量管理が認められた指定保税工場において貨物が亡失したときは、原則として、内国貨物が亡失したものとして取扱って差し支えない。

ただし、その亡失により欠減した数量が、当該工場における亡失時の内国貨物の在庫数量を超えた場合には、その超えた部分について外国貨物が亡失したものとして処理するものとする。

ハ 法第 61 条の 2 第 2 項に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」(C-3312) の提出により行うことを求めるものとする。

(7) 経過措置

貨物の総量管理の適用の初日に在庫する移入承認済の貨物については、次のいずれかの手続きによるものとする。

イ 在庫する移入承認済の貨物について、貨物の総量管理の適用対象の貨物として取扱う。

ロ 貨物の総量管理の適用の初日に在庫する移入承認済の貨物について、従来どおりの貨物管理、記帳、報告を行うことを希望する場合には、「外国貨物加工製造等報告書(C-3310)」を提出させて行わせるものとする。

(保税工場における記帳義務)

61 の 3—1 法第 61 条の 3 の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。

(1) 帳簿の様式は、適宜の様式によらせて差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。(例えば、同一の貨物について各欄に記号を記入する必要はなく、最初の欄だけで足りる。)

営業上の帳簿によることはもとより差し支えないが、この場合においては、所要の事項を追記し、外国貨物である旨を明確にするよう措置させるものとする。

(2) 指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用させて差し支えない。この場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合にあっては、令第 50 条第 3 項の規定により当該承認書に裏書させることとして差し支えない。

なお、この場合においては、別に「使用内訳表」(C—3230) を添付させるものとする。

(3) 原料品と製品を別個の帳簿に記載することとしている場合においては、それらの相互の関係を明確にするため、年別に一連の番号とした製造番号(工場側が作業計画に基づいて付した保税作業ごとの番号又は受注の番号)をそれぞれの記載部分に付記させる。

(4) 原料品の使用の年月日は、原則として当該原料品管理部門から製造のために払い出した年月日とする。

(5) 記帳は、毎日の事績を確実に記録させる。

(6) 保税工場における原料品及び製品の受払い並びに工程の管理に関する製造計画表、入荷伝票、倉出伝票、作業日報その他の伝票類は、これら以外のものと区別を明らかにするための表示をさせるとともに、当該許可に係る工場内に保存させ、必要に応じて提示させるものとする。

(7) 見本の一時持出し、内外貨混合使用及び保税工場外における保税作業に係る許可又は承認若しくはこれらの書類の写しは、保税工場に保存させ、必要に応じて提示させるものとする。

(8) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記 34 の 2—4 に準じて取り扱うものとする。

(9) 造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、前記 34 の 2—10 に準ずる。

この場合において、「法第 34 条の 2」とあるのは「法第 61 条の 3」と、「関税法基本通達 34 の 2—10 扱い」とあるのは、「関税法基本通達 61 の 3—1 扱い」と読み替えるものとする。

(10) 帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)(法第 61 条の 5 に

規定する承認を受けた者にあつては1年を経過する日) までとする。

(保稅作業によるさ細な副産物の引き取り)

61の3—2 保稅作業において発生したさ細な副産物で課稅上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による申出書2通を保稅工場の許可・更新申請の際に併せて提出させ、稅関においてこれを認容したときは、その旨を記載して1通を当該申出者に交付するものとし、個々の引き取りについては、その都度、記帳させておくものとする。

(保稅工場の許可の期間の指定)

61の4—1 法第61条の4において準用する法第42条第2項の許可の期間は、6年を超えないものとする。

(外国貨物の蔵置期間の延長の手續)

61の4—2 法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手續については、次による。

(1) 外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物が置かれている保稅工場の所在地を所轄する稅関官署に「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」(C—3240)2通を提出することにより行わせ、稅関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。

(2) 延長を認める期間は、2年以内とする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、稅関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、当初の延長の際の手續と同様の手續を行わせるものとする。

(外国貨物を置くことの承認手續)

61の4—3 法第61条の4において準用する法第43条の3の承認については、次による。ただし、保稅工場であるドックに修繕のため入きよする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。

(1) 保稅工場に搬入の日から3月を超える貨物の蔵置についての承認は、その貨物を保稅作業における原料品として外国貨物のままで使用する目的がある場合について行うものとし、単に長期蔵置を目的とするものについては、その承認を行わないものとする。

ただし、原油(石油精製用の粗油を含む。)については、単に長期蔵置を目的とするものについて承認を行うことを妨げない。

(2) 上記(1)の承認は、外国貨物を使用しようとする保稅工場に入れる前に、又は保稅工場を管轄する稅関以外の稅関においてその管轄する保稅地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。

なお、この場合における取扱いについては、次による。

イ 保稅工場を管轄する稅関以外の稅関において、承認をする場合におい

ては、その承認に併せて法第 63 条の承認を行うものとする。

ロ 上記イの承認をしたときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し 2 通を作成し、うち 1 通は保税工場を管轄する税関の保税取締部門へ送付し、他の 1 通は運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して運送者に交付するものとする。

ハ 発送地を管轄する税関の保税取締部門において発送を確認したときは、上記ロの承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付するものとし、到着地の保税工場を管轄する税関の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するものとする。また、到着証明をした承認書写しを運送者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。

(3) 上記(1)の承認については、前記 43 の 3—2、43 の 3—7 及び 43 の 4—1 の規定を準用する。この場合において、前記 43 の 3—2 の規定中「蔵入承認申請書」とあるのは「移入承認申請書」と、読み替えるものとする。

(保税工場搬入貨物の承認申請の時期)

61 の 4—4 法第 61 条の 4 において準用する法第 43 条の 3 第 1 項の規定による承認申請については、原則として港頭の保税地域において行うよう指導する。ただし、その貨物の梱包その他の事情から、保税工場に搬入した後検査することが適当であると認められるときは、未検査扱いにより保税運送を承認することとし、検査は省略する扱いとする。

(置くこと等の承認を受けない貨物の使用)

61 の 4—5 法第 61 条の 4 において準用する法第 43 条の 3 第 1 項の規定により、保税工場に入れられた外国貨物はあらかじめ同項の承認を受けた後でなければ保税作業に使用することができないが、次の各条件を充足する場合にあっては、便宜、その承認を受ける前に保税作業に使用することを認めて差し支えないものとする。

- (1) 置くこと等の承認前に使用することにつきやむを得ない事情があること。
- (2) すでに置くこと等についての承認の申請がなされていること。
- (3) 検査鑑定上支障がないと認められること。

(同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手続)

61 の 4—6 同一の法人が許可を受けた保税工場が税関の管轄を異にする 2 以上の場所にある場合において、これらの各工場間における作業工程が連結しており、一貫して保税作業を必要とするときは、その保税作業に係る外国貨物の各工場間の移送については、保税運送の承認及び移送先の保税工場における移入の承認等の手続を必要とせず、工場側で作成した移送伝票により

同一許可に係る保税工場間の移送として取り扱って差し支えないものとする。
なお、この場合における取扱いについては、次による。

- (1) 各工場間の貨物の移送については、工場側で作成した移送伝票により、貨物の発送及び到着を自主的に行わせ、記帳は原則として各工場ごとに行わせる。
- (2) 移送伝票に記載する事項は、移送しようとする貨物の品名、個数、数量で足りるものとし、移送伝票には、暦年別の一連番号を付し、これに「税関用」の旨を表示させる。
- (3) 貨物を発送した保税工場においては、各月に発送した貨物の明細を一覧表として取りまとめ（移送伝票の写しを取りまとめ、これに総括表を付したもので差し支えない。）、その2通を税関に提出させる。
- (4) 発送貨物の明細表を受領した税関は、その1通を移送先である保税工場を管轄する税関に送付する。
- (5) 移送伝票（移送のため貨物を発送した保税工場においては、その写し）は、番号順にこれを編綴のうえ保存させる。

（保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱い）

61の4-7 保税作業による製品が積戻しできなくなった場合の取扱いは、次による。

- (1) 積戻しの許可を受ける前の製品を国内に引き取ろうとする場合で、外国貨物であった部分と内国貨物であった部分との分離を希望する場合は、当該保税作業を行った保税工場において、便宜、分離作業のための作業種類の追加を認めて差し支えない。

なお、分離作業の結果、分離された内国貨物であった部分の引取りについては、関稅定率法基本通達（昭和47年3月31日蔵関第101号）14-15の(1)に規定するところにより、定率法第14条第10号の規定の適用があるので留意する。

- (2) 不良品又は損傷品であつて再生用として廃棄する場合は、当該保税工場において、便宜作業種類の追加により廃棄のための加工を認めて差し支えない。
- (3) 港頭地区保税地域において契約キャンセル等の理由で、次の契約待ちのためもとの保税工場で保管する必要がある場合は、便宜、保税運送によりもとの保税工場への搬入を認めて差し支えない。

この場合、当該再搬入した製品については、改めて移入れの承認を要しないものとし、帳簿にその旨を追記させる。

（輸徴法上の「記帳義務」及び「書類」の代用）

61の4-8 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第16条第1項又は第2項に該当する貨物についての同条第11項の規定による記帳は、令第50条の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支え

ないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第16条第10項に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第16条第10項兼用」と併記させる。

（保税蔵置場についての取扱いの準用）

61の4-9 法第61条の4の規定により保税工場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記61の4-3の(3)の規定によるほか、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱い（43-1の(2)、42-9及び44-1を除く。）に準ずる。

（保税工場の許可の特例）

61の5-1 前記50-1から50-9までの規定は、法第61条の5第1項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。

（保税蔵置場の許可の特例についての準用）

62-1 法第62条において準用することとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。

第5節 保税展示場

（法第62条の2の規定に関する用語の意義）

62の2-1 法第62条の2の規定に関する用語の意義については、次による。

- (1) 令第51条の2《博覧会等の指定》に規定する「博覧会等」とは、一定の会期を有する博覧会、見本市その他これらに類するもので物品の展示を目的とするものをいい、展示会、物産展等その名称のいかんを問わず、また参加国（主催者）が1国であるかどうかを問わないものとする。ただし、当該展示物品の販売を主たる目的とするものを含まない。
- (2) 令第51条の2に規定する「本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体」には、国又は地方公共団体の附属機関（例えば、国立近代美術館）を含む。
- (3) 規則第5条第3号に規定する「これに準ずる者」とは、特殊法人（特別の法律により設立される法人をいう。例えば、日本赤十字社）で営利を目的としない者をいう。
- (4) 規則第5条第4号に規定する「後援」とは、一般に博覧会等の開催につ

き役務を提供し、又は物的な援助を行うことによりその開催に協力することをいうものとする。ただし、後援する機関が本邦又は外国の行政機関である場合には、役務の提供又は物的な援助を伴わないときであっても、その他の事情等を総合的に勘案し、妥当と認められるときは、後援に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(保税展示場の許可基準)

62 の 2—2 法第 62 条の 2《保税展示場の許可》の規定による保税展示場の許可基準は、次による。

- (1) 専ら外国貨物の展示を目的とする施設に対する保税地域は、保税展示場を適用することとし、保税蔵置場の許可は行わないこととする。
- (2) 保税展示場の許可を受けようとする施設の場所的要件については、原則として前記 43—1 (保税蔵置場の許可基準) の(2)に準じて取り扱うものとするが、博覧会等の会場の規模その他の事情を勘案して税関長が特に必要と認めた場合は、例外として取り扱って差し支えない。
- (3) 申請者が大公使館である場合には、「保税展示場並びに当該展示場に搬入される外国貨物に関する税関手続については、関税法その他国内法令等の規定を遵守する」旨の誓約書を税関長あてに提出させるものとし、後記 62 の 2—5 の規定を適用する場合は、外務省からの依頼書がある場合に限り許可するものとする。

(保税展示場として許可する施設の範囲)

62 の 2—3 保税展示場は、外国貨物につき同条第 3 項《政令により保税展示場であることができる行為》に規定する行為をする場所 (例えば、外国貨物の展示館、外国特設館、屋外の一定の地域等) を一括して許可するものとする。

(保税展示場の許可期間)

62 の 2—4 保税展示場の許可期間は、当該博覧会等の会期のほか、準備及び整理のための期間等を勘案して適当と認める期間とする。

(保税展示場の許可の特例)

62 の 2—5 博覧会等の開催者が、博覧会等を反復して開催するための会場施設について保税展示場としての許可申請を行う場合には、前記 62 の 2—4 の規定にかかわらず、博覧会等の開催の計画又はその見込みを勘案して必要と認める一定の期間につき、便宜、包括して許可して差し支えない。

この場合の許可の期間は、1 年以内において税関長が適当と認める期間とし、許可に当たっては、「保税展示場において展示又は使用することができる外国貨物は、当該保税展示場において開催される個別の博覧会等に出品する目的で搬入する貨物に限る。」旨の条件を付する。

(注) 法第 62 条の 2《保税展示場の許可》に規定する保税展示場の許可は、

本来、個別に博覧会等の会期を勘案して行うことを予定しているものであるが、本項の許可の特例は、事務の便宜を考慮して包括して許可する性格のものである。したがって、当該保税展示場において展示又は使用することができる外国貨物は、博覧会等の終了後搬出することを予定する出品物に限られ、当該保税展示場に常備する装飾品、器具、事務用品等は含まれない趣旨であるので、留意する。

(保税展示場の許可の申請)

62 の 2—6 令第 51 条の 8 において準用する令第 35 条の規定による保税展示場の許可の申請は、「保税展示場許可申請書」(C—3320) 1 通に博覧会等の規模及び内容等に関する資料を添付のうえ提出して行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税展示場許可書」(C—3330) を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税展示場不許可通知書」(C—3333) により申請者に通知するものとする。

また、許可申請に係る博覧会等が規則第 5 条第 2 号又は第 4 号に規定する博覧会等である場合には、許可申請書の提出は後記 62 の 2—8 に規定する承認申請書と併せて行うものとして差し支えない。この場合、許可申請書に添付すべき書類と承認申請書に添付すべき書類が重複するときは、当該重複する書類の許可申請書への添付は省略させるものとする。

(保税展示場の許可の条件)

62 の 2—7 保税展示場の許可に当たっては、「会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない」旨の条件を付する。

(注) 会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合は後記 62 の 3—6 (購入の申込みがあつた展示物品の通関) による旨を十分指導する。

(博覧会等の承認の申請手続等)

62 の 2—8 規則第 6 条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。

(1) 規則第 6 条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」

(C—3335) とし、2 通(原本、承認書用)に規則第 5 条第 4 号の規定に該当する者の後援を証する書類(同号に規定する博覧会等の申請に限る。)並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各 1 通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関(本関。以下この項において同じ。)(当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関)へ提出することを求めるものとする。

なお、規則第 5 条第 2 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の

2 第 2 号に規定する承認又は規則第 5 条第 4 号に規定する承認と関税定率法施行規則第 2 条の 2 第 4 号に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税地域の許可を担当する部門において行うものとする。

- (2) 上記(1)の申請書を受理した税関は、申請に係る博覧会等が開催場所を異にして引き続き開催される場合で、申請書の受理税関以外にその開催場所の所在地を所轄する税関があるときは、その開催場所の所在地を所轄する税関に対し、当該申請に係る博覧会等の開催場所を保税展示場として許可することが適当であるかどうか、また、定率法第 14 条第 3 号の 3 又は同法第 15 条第 1 項第 5 号の 2 の規定を適用することが適当かどうかにつき、あらかじめ協議するものとする。
- (3) 上記(1)の承認の申請に際し、申請に係る博覧会等が規則第 5 条第 2 号又は同条第 4 号に規定する博覧会等かどうかの認定については、次による。
- イ 規則第 5 条第 2 号に規定する博覧会等については、以下のいずれかに該当するものであること
- (イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人又は同条第 2 号に規定する公益財団法人が開催するもの
 - (ロ) 上記(イ)に準ずる者が開催するものであって、公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業をいう。）を行うことを主たる目的とすると認められるもの
- ロ 規則第 5 条第 4 号に規定する博覧会等については、以下の事項を満たすものであること。
- (イ) 博覧会等の開催が文化、経済、技術の交流を目的とするものと認められること
 - (ロ) 博覧会等の開催が貿易の一層の促進に寄与するものと認められること
 - (ハ) 博覧会等の開催が地域の国際化・活性化に寄与するものと認められること
 - (ニ) 後援者が上記イ(イ)に該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）
- (4) 上記(1)の申請を承認した税関は、承認申請書 1 通（承認書用）に承認印を押なつし、これを申請者に交付するとともに、博覧会等の承認をした旨を博覧会等の開催場所を所轄する税関及び免税を受けようとする物品の輸入予定地を所轄する税関にその写しをもつて通知する。

（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）

62 の 2—9 令第 51 条の 3 第 1 項《保税展示場に入れることができる貨物》に

規定する貨物のうち、同条第 2 項《保税展示場であることができる行為》に規定する「外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分けその他の手入れ、展示並びに使用」ができる貨物は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物、その他の施設（事務所、倉庫等の建物その他の施設を含む。）の建設又は維持のため必要な資材（例えば、セメント、釘、ボルト、接着剤、塗料、パテ、ニス、ワックス等であり、保税展示場への搬入の際未加工であるか又は完成品であるかを問わない。）
- (2) 家具、調度品、装飾用品及び展示物品又は販売品に係る陳列用具（敷物、日よけ布、生花等を含む。）
- (3) 展示物品及びその保持のための物品
- (4) 宣伝用品（国際博覧会等の参加者の国情、製品等の紹介又は宣伝のための映画フィルム、スライド、録音テープ、映写機等を含み、有償で直接に観覧又は使用に供される物品を除く。）
なお、この場合において、国際博覧会等の入場料は、有償には含めないものとし、直接に観覧又は使用に供される物品とは、例えば、劇映画フィルム、娯楽用具等をいう。（以下(6)において同じ。）
- (5) 展示された機械、装置その他の物品の性能を実演して示すために使用される物品（それらの機械等を動かすための燃料油、潤滑油、切削油その他の消費物品を除く。）
- (6) 文化、芸術又はスポーツに関する催し物のために使用される物品（有償で直接に観覧又は使用に供される物品を除く。）
- (7) 事務所用の家具、調度品、装飾品及び事務用品（タイプライター、録音機、複写機等を含む。）
- (8) 販売又は消費の不確かな物品（これらの物品が販売又は消費することとなつた場合には、直ちに正式の輸入手続を要する。）
- (9) 上記(1)～(8)に掲げる物品に類するもので税関長が適当と認めた物品

（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないものの取扱い）

62 の 2—10 令第 51 条の 3 第 2 項ただし書《保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないもの》の規定により保税展示場で展示又は使用することができない貨物について、その用に供しようとするときは、あらかじめ正式の輸入手続を保税展示場又は保税展示場以外の保税地域のいずれかにおいて行わせるものとする。

（映画祭等に出品する映画フィルムの取扱い）

62 の 2—11 保税展示場において開催される映画祭等文化的催し物（以下この項において「映画祭等」という。）に出品する映画フィルムについては、次に掲げる各条件を満たす映画祭等である場合に限り、法第 62 の 3 第 1 項《保税展示場に外国貨物を入れる場合の申告及び承認》の規定による法第 62 条の 2

第 3 項《政令により保税展示場であることができる行為》の行為をすること（以下「展示等」という。）の承認を受けさせ当該展示場において使用させて差し支えない。

- (1) 入場料が無料又は整理費（会場借上料及び会場整理のための雑費の合計額を入場予定人員で除して得た額の範囲内の額）の程度であること。
- (2) 開催期間が通算して 10 日間を超えないこと。

上記に掲げる条件を満たすか否かを審査するため、当該映画祭等に出品される映画フィルムの展示等の申告の際に、当該映画フィルムの輸入者から、当該映画祭等に係る次に掲げる事項を記載した「映画祭等実施計画書」を税関に提出させるものとする。

イ 主催者又は後援者の氏名又は名称

ロ 入場料の有無（整理費を徴収する場合は、当該整理費の一人当たりの徴収額及びその算出の根拠）

ハ 開催期間

ニ 開催場所

ホ 出品される映画フィルムの明細

ヘ その他必要な事項

（展示等の承認の手続等）

62 の 3—1 法第 62 条の 3 第 1 項の規定による展示等の申告手続等については、次による。

- (1) 展示等の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」(C—3340) 3 通（原本、管理者（保税展示場の許可を受けた者をいう。以下同じ。）用、承認書用）に、必要があるときは、仕入書又はこれに代わる書類 2 通及び包装明細書 2 通（各 1 通は展示等の承認後の管理者交付用）、その他の申告の内容を確認するために必要な書類並びに他法令の規定により必要とされる許可書、承認書、検査書等を添付して提出することにより行わせる。

なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

税関において、これを承認したときは、申告書のうち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて、展示等承認書として申告者に交付する。

なお、この場合において、その承認に係る物品が明らかに性質、形状に変更が加えられることがないと認められるときを除き、当該承認書の中段余白に「性質、形状に変更が加えられるものについては、販売物品等使用状況報告書を提出すること。」と記載するものとする。

- (2) 上記(1)の展示等の承認の手続については、保税展示場又は保税展示場以外の保税地域のいずれかにおいて行わせる。

なお、保税展示場において行わせる場合には、上記申告書及び添付書類に加え、当該保税展示場までの運送承認書を提出させるものとする。

- (3) 展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合において

は、「展示等申告書（運送申告書）」（C-3340）に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第 63 条に規定する保税運送の承認を行うものとする。

また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し 2 通を作成し、うち 1 通に別途作成した包装明細書写し 1 通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門へ送付し、他の 1 通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。

なお、発送地を所轄する税関官署の保税取締部門において発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。また、到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。

(4) 上記(1)の承認については、前記 43 の 3-7 の規定を準用する。

(外国貨物の保税展示場への保税運送手続等)

62 の 3-2 外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。

(1) 前記 62 の 3-1 に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、当該申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に「展示等申告書（運送申告書）」（C-3340）又は「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C-4000）のいずれかを使用し、3 通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。

なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に開梱を行わせ、新たに包装明細書 2 通を作成の上、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。

(2) 保税運送の申告があつた場合における貨物の検査は、後記 62 の 3-4 の取扱いに準ずる。

(3) 貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税関は、上記(1)の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（税関提出用）の提出を求め、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記 63-14 及び 63-15 の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は

申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに行うことを求めるものとし、その貨物の搬入が税関の開庁時間外に行われる場合においては、その搬入後開始される開庁時間内に遅滞なく行うことを求めるものとする。

(展示等の承認をしない貨物の処置)

62 の 3—3 展示等の申告に係る貨物が、法第 62 条の 2 第 3 項《保税展示場に搬入できる貨物等》に規定する貨物に該当しないことにより保税展示場への搬入が認められない場合については、法第 62 条の 3 第 3 項後段《展示等を承認しない場合の税関長の措置》の規定に基づき「展示等不承認通知書」(C—3350)により展示等の不承認の旨を申告者に通知するとともに、搬出その他の処置を求めるものとする。

なお、令第 51 条の 4 第 3 項《他法令による許可、承認等を受けていることの証明》に規定する他法令の許可、承認等を受けている旨の証明がない場合についても、これに準ずるものとする。

(展示等の承認の際の貨物の検査)

62 の 3—4 法第 62 条の 3 第 2 項《展示等の承認の際の検査》の規定により展示等の申告があつた場合における貨物の検査（同条第 1 項に規定する申告の審査のための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）は、高価品、展示場において使用される貨物、消費、使用又は販売のおそれのある貨物、その他税関において取締上必要があると認められる貨物について重点的に行うものとする。

(展示物品の展示の方法等)

62 の 3—5 外国出品物とともに展示するために国内出品物を保税展示場に搬入した場合で取締上必要があると認めるときは、外国出品物の識別ができるようにして展示させる。

(購入の申込みがあつた展示物品の通関)

62 の 3—6 小売販売を行う物品は、あらかじめ輸入許可を受けたい販売させることとし、展示物品につき購入の申込みがあつた場合は、その予約のみを行わせ、会期終了後、当該保税展示場又は他の保税地域において輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようにする。

ただし、購入者がやむを得ない事情により引取りを急ぐ場合には、会期中であつても一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせ、引き渡すことを認めて差し支えない。

(注) 輸入申告は、できるだけ集中的に行わせるよう指導する。

(保税展示場から貨物を搬出する場合の取扱い)

62の3—7 保税展示場内にある外国貨物を保税展示場から搬出する場合の取扱いについては、次による。

(1) 保税運送の承認を受けた貨物(積戻し許可を受けて保税運送するものを除く。)については、当該保税運送承認書に管理者の確認印を押なつしたものを提出させ、これに受理印を押なつして搬出の確認を行う。

ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、保税運送承認書に管理者の確認印を押なつさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。

(2) 積戻し貨物については、「展示等承認貨物積戻し申告書」(C—3410) 4通(原本、管理者用、許可書用、到着証明用)に包装明細書を添えて提出させ、税関においてこれを許可したときは、うち1通に許可印を押なつし、許可書として他の1通(到着証明用)とともに申告者に交付する。

なお、この申告書は、保税運送申告書を兼用しているもので、その積戻し申告に当たっては、保税運送に関する必要な事項についても記入させるものとする。

(3) 積戻しの許可を受けた貨物についての搬出の際の確認は、上記(2)により交付した当該貨物の積戻し許可書の「管理者」の欄に管理者の搬出確認印を押なつしたものを提出させ、これに受理印を押なつすることにより行うものとする。

ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、積戻し許可書に管理者の確認印を押なつさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。

(4) 他の保税地域への保税運送申告又は積戻し申告に際して、それらの申告に係る貨物の包装状況が展示等の申告の際の包装状況と異なるときは、新たな包装明細書に管理者の確認印を押なつしたものを提出させる。

なお、再包装する場合に数量等に過不足があつた場合においては、管理者を経由して直ちに税関に報告させるものとする。

(積戻し貨物の積込みの確認)

62の3—8 前記62の3—7の(2)及び(3)の手續により保税展示場から積戻しされる貨物が積込港に到着したときは、到着地税関は、「積戻し許可書」及び「展示等承認貨物積戻し申告書(到着証明用)」を提出させ、その貨物と対照して、その異常の有無及び積込みの確認を行つた上、積戻し許可書の「積込確認印」の欄に確認印を押なつするとともに展示等承認貨物積戻し申告書(到着証明用)の「積込確認年月日」の欄には、確認年月日を記載の上、到着証明書として申告者に返付する。

(空容器等の搬出入の取扱い)

62の3—9 展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に

移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認印を受けたものを提出させ、当該申出書により法第 63 条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。

なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。

また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に「他所蔵置許可申請」の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。

(販売用貨物等の蔵置場所の制限)

62 の 4—1 法第 62 条の 4 第 1 項《販売用貨物等の蔵置場所の制限等》の規定による蔵置場所の制限は、次の貨物について行うものとし、令第 51 条の 5 第 1 項《蔵置場所の制限についての通知》に規定する通知は、「蔵置場所の制限に関する通知書」(C—3360) をもって行うものとする。

- (1) 前記 62 の 2—9 (保税展示場に入れることができる貨物のうち、展示、使用等ができるもの) の(4)、(5)、(6)及び(8)に掲げる貨物
- (2) 前記 62 の 2—10(保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないものの取扱い) のただし書の貨物で展示等承認を受けたものの
- (3) その他税関において取締上必要と認められるもの

(使用状況の報告)

62 の 4—2 法第 62 条の 4 第 1 項《販売用貨物等の使用状況の報告》の規定による使用状況の報告は、前記 62 の 2—9 (保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの) に掲げる貨物のうち、その性質及び形状に変更が加えられるものについて求めることとし、その手続については、次による。

- (1) 使用状況の報告は、その報告に係る貨物の使用責任者から「販売物品等使用状況報告書」(C—3370) を提出して行わせるものとし、その貨物の使用前に標題に「計画」と付記したものを 3 通 (原本、管理者用、報告者用) 提出させ、その貨物の使用後更に標題に「実績」と付記したものを 3 通提出させる。
- (2) 上記(1)の報告書 (計画及び実績) について確認をしたときは、管理者用及び報告者用に確認印を押なつて報告者に返付する。

(製品課税を受ける場合の承認申請)

62 の 4—3 保税展示場内に入れられた外国貨物のうち、保税展示場において外国貨物を加工し、又はこれを原料として製造して得た製品について、令第 2 条第 3 項《課税物件の確定の時期の特例を受ける製品》の規定による税関長

の承認を受けようとする場合においては、その製品の輸入申告の時までに「加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請書」(C-3380) 3通(原本、管理者用、承認書用)を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつするとともに他の1通(管理者用)にその旨を記載してこれらを申請者に交付する。

(展示等の承認後の貨物の輸入申告)

62の4-4 展示等が承認された貨物はその性質又は形状に変更が加えられないものにつき、正式の輸入申告をする場合には、輸入申告書に展示等承認書を添付して提出させるものとし、展示等が承認された貨物でその性質又は形状に変更が加えられたものにつき、正式の輸入申告をする場合は、輸入申告書に展示等承認書及び販売物品等使用状況報告書(実績)を添付して提出させるものとする。

(保税展示場外における使用の許可の申請手続)

62の5-1 法第62条の5《保税展示場外における使用の許可》の規定に基づき外国貨物を保税展示場外において使用する場合の許可の申請は、その申請に係る貨物の場外使用の責任者から「保税展示場・総合保税地域外使用許可申請書」(C-3390) 3通(原本、管理者用、許可書用)を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通(許可書用)に許可印を押なつするとともに他の1通(管理者用)にその旨を記載してこれらを申請者に交付する。

なお、許可に際しては、有償で使用する事の禁止、使用期間又は使用場所を無届で変更する事の禁止その他取締上必要と認められる条件を付するものとする。

(保税展示場外使用の指定期間又は場所の変更手続)

62の5-2 令第51条の6第2項《保税工場外における保税作業の許可の手続の準用》で準用する令第49条第4項《保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続》(令第51条の15において準用する場合を含む。)の指定期間又は指定場所の変更申請は、「保税展示場・総合保税地域外における使用期間(場所)変更申請書」(C-3400) 2通を提出して行い、税関においてこれを認めたときは、うち1通を申請者に交付する。

(許可期間満了後の外国貨物の搬出等の処置)

62の6-1 法第62条の6第1項の規定により保税展示場の許可期間の満了その他その許可の失効の際、その保税展示場にある外国貨物について搬出その他の処置を求める場合には、「外国貨物搬出等要求書」(C-3420)により行うものとする。この場合において、「外国貨物搬出等要求書」には、法第62条の6の規定による期間を指定し、当該期間は、その貨物の蔵置場所について

法第 62 条の 7 の規定により準用する法第 47 条第 3 項の規定により保税展示場とみなす旨その他必要な事項を記載する。

なお、上記要求書の指定期間満了後なお搬出その他の処置がとられない場合には、法第 62 条の 6 第 1 項の規定により管理者から直ちにその貨物に係る関税を徴収することとし、同条第 2 項に該当する場合には、法第 80 条第 1 項第 4 号の規定により収容することができることとなるので留意する。

(廃棄届又は滅却承認申請の手続)

62 の 7—1 保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税展示場の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物廃棄届」(C—3080) 又は「滅却 (廃棄) 承認申請書」(C—3170) に管理者の確認印を押印させた上、提出して行わせるものとする。

なお、廃棄届又は滅却承認申請書中「搬入年月日」は「展示等承認年月日」と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の「積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日」欄の記載は省略させて差し支えない。

(記帳義務)

62 の 7—2 法第 62 条の 7 《保税蔵置場等についての準用》において準用する法第 61 条の 3 《記帳義務》の規定による帳簿については、次による。

(1) 帳簿は、令第 51 条の 7 第 2 項 《帳簿の代用》の規定により、展示等承認書、販売物品等使用状況報告書、保税展示場外使用許可書、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、保税運送承認書、展示等承認貨物積戻し許可書、外国貨物廃棄届、滅却 (廃棄) 承認書及び亡失の届出書又はこれらの写し等により代用させることができる。

(2) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記 34 の 2—4 (電磁的記録による帳簿の保存) に準じて取り扱うものとする。

(保税蔵置場及び保税工場についての取扱いの準用)

62 の 7—3 法第 62 条の 7 の規定により保税展示場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記 62 の 7—1 及び 62 の 7—2 に規定するもののほかは、それぞれの条文につき規定しているこの通達の取扱い (42—9 及び 44—1 を除く。) に準ずる。

第 6 節 総合保税地域

(総合保税地域の規定に関する用語の意義)

62 の 8—1 法第 62 条の 8 《総合保税地域の許可》の規定に関する用語の意義については、次による。

(1) 同条第 2 項第 2 号 《総合保税地域の許可の基準》に規定する「貿易に関

連する施設」とは、同条第 1 項各号《総合保税地域においてできる行為》に掲げる行為が行われる施設（以下本節において「貨物施設」という。）の他、当該行為を行う者の貨物施設以外の事務所、通関業者、運送業者、金融機関等貿易に関連する業者の事務所及び貿易に関する情報を提供する施設等で施設の目的、業務内容等からみて貿易に関連するものと認められるものをいう。

- (2) 同条第 2 項第 5 号《総合保税地域の許可の基準》に規定する「当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者」とは、当該法人以外に当該一団の土地等において同条第 1 項各号《総合保税地域においてできる行為》に掲げる行為を実際に行う者（例えば、入居企業をいう。以下本節において「貨物管理者」という。）をいう。

（総合保税地域の許可の方針）

62 の 8—2 総合保税地域の許可は、各貨物施設において行われる行為の種類が当該行為を行う者の業務処理能力及び当該施設の設備の状況等に照らし妥当なものであると認められるものにより行うものとする。

（総合保税地域の許可の基準）

62 の 8—3 法第 62 条の 8《総合保税地域の許可》第 2 項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。

- (1) 同項第 1 号に規定する「所有され、又は管理される」については、申請者が申請に係る一団の土地等につき所有権又は借地権等法律上の権利をもつて所有又は管理していることを原則とする。ただし、申請に係る一団の土地等の一部について申請者が法律上の権利をもつて所有又は管理していない場合であつても、申請者と当該一部の土地等における貨物管理者とが次に掲げる事項について合意しており、申請者が総合保税地域の許可要件の具備状況及び保税地域の管理・運営状況を常に把握できると認められる場合については、同号に規定する所有又は管理がされていると認めて差し支えない。

イ 当該貨物管理者は、申請に係る地域における事業を変更又は終了する場合、事前に申請者と協議すること

ロ 当該貨物管理者は、申請者による保税地域の管理運営上の指導監督を受けること

ハ 当該貨物管理者は、役員等の変更及び施設の増減坪等税関長への届出が必要な事由が発生した場合、直ちに申請者に対しその旨通報すること

- (2) 同項第 3 号に規定する「前項各号に掲げる行為が総合的に行われる」については、法第 62 条の 8 第 1 項各号のうち、いずれか一つの号に掲げる全ての行為が欠ける場合であつても、一団の土地等の位置及び当該一団の土地等において行われる事業の内容等を勘案し、輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合には、同条第 2 項第 3

号に規定する基準に適合するものとする。

- (3) 同項第4号に規定する「設備」については、申請に係る総合保税地域と当該地域以外の場所とを区別するため、当該地域にしょう壁その他これに類する施設を設ける等適正な貨物管理を行ううえで十分と認められるものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする
- (4) 同項第6号に規定する「業務を遂行するのに十分な能力」については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。

イ 申請者については、次の要件を備える法人であること。

(イ) 申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行ううえで必要な法令等についての知識等が十分であつて当該地域内において同条第1項各号《総合保税地域においてできる行為》に掲げる行為に関する業務（以下この項において「貨物管理業務」という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあつては、以上の要件に加え、更に、当該業務を適正に行ううえで必要な記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められることを要する。）

(ロ) 貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる法人

ロ 貨物管理者については、次の要件を備える者であること。

(イ) 申請に係る総合保税地域内において行う貨物管理業務の内容その他から判定し、当該業務を適正に行ううえで必要な法令等についての知識、記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められる者

(ロ) 貨物取扱量を勘案して、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者

（総合保税地域として許可する範囲）

62の8—4 総合保税地域として許可する範囲については、次による。

なお、貿易に関連しない土地、建設物その他の施設については、許可する範囲には含まれないので留意する。

(1) しょう壁等によつて区画された一固まりの場所（公道等の設置その他やむを得ない理由により分割されている場合で、税関の取締上支障がないと認められるものを含む。）

(2) 申請に係る場所の中に一固まりでない場所が含まれる場合であつて、当該一固まりでない場所と上記(1)の場所の機能、設備の内容等から判断して、双方の場所が相互補完的に関連して利用され、かつ、税関の取締上支障がないと認められるもの

(総合保税地域の許可の申請手続)

62 の 8—5 令第 51 条の 9 の規定による総合保税地域の許可の申請は、「総合保税地域許可申請書」(C—3500) 1 通 (税関支署を経由する場合には、2 通) を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」(C—3510) を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域不許可通知書」(C—3515) により申請者に通知するものとする。

また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。

(許可申請書の添付書類の取扱い)

62 の 8—6 令第 51 条の 9 第 2 項《許可申請書に添付すべき書類》の規定により許可申請書に添付すべき書類については、前記 42—8 (許可申請書の添付書類の取扱い) に準ずる。この場合において、42—8 中「申請者」とあるのは「申請者 (貨物管理者を含む。以下この項において同じ。)」と、「蔵置場」及び「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域内にある貨物施設」と読み替えるとともに、(3) の次に、「なお、保税作業を行おうとする施設については、当該施設の配置図及び求積図を添付させる。ただし、当該施設における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げるものではない。」を加えて読み替えるものとする。

(許可の際に付する条件)

62 の 8—7 総合保税地域の許可をするに際しては、令第 51 条の 15 で準用される令第 35 条第 3 項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

- (1) 貨物施設において貨物を管理する者を変更しようとするとき、又は当該施設において行う法第 62 条の 8 第 1 項各号に掲げる行為の種類若しくは当該行為を行おうとする貨物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件
- (2) 令第 51 条の 9 第 1 項第 2 号から第 5 号までの事項に変更があつた場合には、法第 62 条の 15 の規定により準用する法第 44 条第 1 項の届け出があつた場合又は前記 (1) に該当する場合を除き遅滞なく税関長に届け出る旨の条件
- (3) 貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日までの間 (その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間) 保存すべき旨の条件
- (4) 次に掲げる物品を原料として使用する総合保税地域について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合 (ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。) は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき

旨の条件

イ 乳製品等で以下のもの

関税定率法別表第 04.02 項 (第 0402.91 号又は第 0402.99 号の 1 の (1) に該当するものを除く。)、第 0403.90 号の 1 (バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。)、第 0404.10 号の 1 及び第 04.05 項に該当するもの

ロ 砂糖等で以下のもの

関税定率法別表第 1701.14 号の 1 の (1) 及び 2、第 1701.12 号、第 1701.91 号、第 1701.99 号、第 1702.30 号の 2 の (1) 及び (2) の B、第 1702.40 号の 2、第 1702.60 号の 2、第 1702.90 号の 1 (分みつ糖に限る。)、2 (分みつ糖のものに限る。)、5 の (2) の A 及び B の (c) 並びに第 2106.90 号の 2 の (2) の A (分みつ糖のものに限る。) に該当するもの

ハ 生糸で以下のもの

関税定率法別表第 5002.00 号の 2 に該当するもの

- (5) 法第 62 条の 8 第 1 項第 3 号に掲げる行為を行う場合には、「会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない」

旨の条件

- (注) 会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合、一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようにする。

(総合保税地域に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの)
62 の 8—8 令第 51 条の 10《総合保税地域においてすることができる展示等》に規定する展示又はこれに関連する使用は、前記 62 の 2—9 (保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの) の (1) から (9) までに掲げる貨物に係るものとする。この場合において、(1) 中「建物、その他の施設 (事務所、倉庫等の建物その他の施設を含む。)」とあるのは「展示及び展示品の保管のための施設その他これらに関する施設」と、(4) 中「宣伝用品 (国際博覧会等の参加者の国情、製品等の紹介)」とあるのは「宣伝用品 (外国の製品等の紹介)」と、「国際博覧会等の入場料」とあるのは「実費を超えない対価として徴収する入場料」と読み替えるものとする。

(総合保税地域において展示、使用等ができない貨物の取扱い)

62 の 8—9 令第 51 条の 10《総合保税地域においてすることができる展示等》の規定により展示等ができない貨物について、その用に供しようとするときは、あらかじめ正式の輸入手続を総合保税地域その他の保税地域において行わせるものとする。

(許可の期間の更新の手続等)

62 の 8—10 法第 62 条の 15 において準用する法第 42 条第 2 項ただし書の規定

に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。

- (1) 許可の期間の更新の申請は、「総合保税地域許可期間の更新申請書」(C—3520) 1通(税関支署を経由する場合には、2通)を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めるときは、「総合保税地域許可期間の更新書」(C—3530)を交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書」(C—3535)により申請者に通知するものとする。
- (2) 許可期間の更新申請書には、前記62の8—6(許可申請書の添付書類の取扱い)に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとするが、その添付は許可の期間の更新の実状に照らして、特に必要とされるものに限るものとする。
- (3) 許可の更新に際し指定する更新の期間については、前記42—12を準用する。
- (4) 許可の期間の更新に際しては、令第51条の15《許可の条件に関する規定の準用》の規定に基づき、前記62の8—7に準じて条件を付するものとする。

(許可又はその期間の更新の公告等)

62の8—11 法第62条の15《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》の規定により準用する法第42条第3項《保税蔵置場の許可等の公告》の規定による総合保税地域の許可又はその期間の更新の公告は、それぞれ次の内容につき行うものとする。

なお、新規許可の場合においては、その内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

(1) 許可した場合の公告の内容

- イ 許可を受けた法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- ロ 総合保税地域の名称及び所在地並びに土地の面積
- ハ 総合保税地域内の貿易に関連する施設の棟数及び延べ面積(うち貨物施設の棟数及び延べ面積)
- ニ 許可の期間

(2) 許可期間を更新した場合の公告の内容

- イ 更新を認められた法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- ロ 総合保税地域の名称及び所在地
- ハ 更新した期間

(販売用貨物等を入れる場合の届出の手続)

62の11—1 法第62条の11《販売用貨物等を入れることの届出》の規定に基づく届出は、「販売用貨物等搬入届」(C—3540)2通を提出して行わせ、税関に

においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。

(総合保税地域に対する処分の基準等)

62 の 14—1 総合保税地域について法第 62 条の 14 第 1 項《許可の取消し等》の規定に基づく処分を行おうとする場合の処分の基準については、前記 48—1 (保税蔵置場に対する処分の基準等) の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域 (貨物を管理する者を指定する場合には、その者に係る施設)」と、「被許可者」とあるのは「被許可者 (貨物を管理する者を指定する場合には、その者。)」と読み替えるものとする。

(法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用)

62 の 15—1 この節に特別の定めがあるほか、法第 62 条の 15《保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用》の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第 3 節から第 6 節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45—3 中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46—1 中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「保税蔵置場」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設」と、46—2 及び 46—3 中「保税蔵置場の」とあるのは「総合保税地域又は貨物施設の」と、62 の 4—4 中「展示等」とあるのは「総保入」と読み替えるものとする。

(その他の規定の準用)

62 の 15—2 前記 62 の 15—1 に規定するほか、前記第 3 節から第 5 節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。

(1) 前記 42—3 から 42—6 まで、42—14、42—15、42—16、43—2、43 の 2—1、43 の 3—1 から 43 の 3—4 まで、43 の 3—7 及び 43 の 4—1 の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、43—2 中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人 (貨物管理者を含む。)」と、43 の 3—2 中「法第 43 条の 3 第 1 項」とあるのは「法第 62 条の 10」と、「令第 36 条の 3 第 1 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 1 項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第 36 条の 3 第 2 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 2 項」と、「令第 36 条の 3 第 7 項」とあるのは「令第 51 条の 12 第 7 項」と、43 の 3—4 中「3 月 (法第 43 条の 3 第 1 項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。)」以内」とあるのは「3 月以

内」と読み替えるものとする。

- (2) 前記 56-2 から 56-4 まで、57-1、61 の 3-2、61 の 4-3 ((1)及び(3)を除く)、61 の 4-4 から 61 の 4-8 までの規定は総合保税地域内において法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為が行われる施設について準用する。
- (3) 前記 62 の 2-11、62 の 3-5 の規定は総合保税地域内において法第 62 条の 8 第 1 項第 3 号に掲げる行為が行われる施設について準用する。